資料２－１

大阪府内における災害時薬事体制の整備について

令和８年２月３日

大阪府健康医療部生活衛生室薬務課
薬務企画グループ

大阪府保健医療調整本部

法令等

◆災害対策基本法
（第40条 都道府県地域防災計画）
◆大阪府地域防災計画
（災害応急対策第3章第2節）
・保健医療活動の総合調整を行うため、災害対策本部の下に保健医療調整本部（本部長：健康医療　部長）を設置する。

厚労省通知

【R7.3.31】大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の整備について
・令和３年度厚生労働科学研究の「災害発生時の分野横断的かつ長期的ケアマネジメント体制構築に資する研究」において、保健医療のみでは福祉分野の対応ができず、保健・医療・福祉の連携が重要とされたこと等を踏まえ、各都道府県においては大規模災害時の保健医療活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動の総合調整を行う保健医療福祉調整本部を設置。
・なお、当該保健医療福祉調整本部の設置については、当該保健医療福祉調整本部の設置に代えて、既存の組織等に当該保健医療福祉調整本部の機能を持たせても差し支えないこと。

大阪府保健医療調整本部設置要綱

◆「大阪府保健医療調整本部設置要綱」を策定（H30.4.1）
◆ 府災害対策本部が設置された場合、府内の保健医療活動の総合調整を行う必要があると認めるとき、保健医療調整本部を設置する。（府域内で震度6弱以上は自動）

大阪府保健医療調整本部活動ガイドライン

◆上記要綱に基づき、調整本部の体制、役割及び基本的な保健医療活動の手順などを定める。
◆保健医療活動を実施するにあたって必要となる個別の対応マニュアル等は別に定める。
◆ 福祉分野に関する対応については、大阪府福祉調整本部と連携しながら必要な活動を行うものとする。

個別の対応マニュアル

◆災害時医薬品等供給マニュアル
◆災害時の医療救護活動マニュアル（薬剤師チーム）

大阪府保健医療調整本部ガイドライン（抜粋）

（５）薬務班：薬務課

薬務班は、大規模災害発生直後から必要な期間、「薬務課災害時対策実施要領」に基づき、薬剤師チームの派遣及び医薬品等の確保、配分及び搬送等の調整を行う。

ア　主な役割

- 府内薬局、医薬品販売業者、医薬品等製造販売業者及び製造業者の被害状況の把握
- 医薬品等の確保、受入の調整及び配分
- 薬剤師チームの派遣要請、受入の調整及び配置
- 災害薬事コーディネーター（本部・地域）の派遣調整

イ　活動

- 大規模災害発生後、大阪府災害医療コーディネーター（災害薬事コーディネーター）及び薬剤師チームの派遣を（一社）大阪府薬剤師会に要請し、その活動を補助する。
- 関係機関や災害薬事コーディネーター等からの薬局等の被害状況を把握し、必要に応じて薬剤師チームの派遣を調整する。
- 医薬品等の製造所の被害状況を把握した結果、特定の医薬品等の確保に支障をきたすことが明らかとなった場合には、厚生労働省と協議し、類似医薬品の確保等に努める。
- 医療救護所又はSCUの立ち上げ時若しくは医療機関からの求めに応じ、医薬品等の確保及び搬送を調整する。

医薬品等供給の協定締結先

- (一社)大阪府薬剤師会
- 大阪府医薬品卸協同組合
- 関西医薬品協会
- 大阪家庭薬協会
- 大阪衛生材料協同組合
- (一社)日本産業・医療ガス協会 近畿地域本部大阪支部
- 近畿歯科用品商協同組合
- (一社)大阪医療機器協会
- 近畿臨床検査薬卸連合会

(一社)大阪府薬剤師会、大阪府医薬品卸協同組合とは医薬品等の流通備蓄供給の委託契約を締結

医薬品等の供給要請の流れ

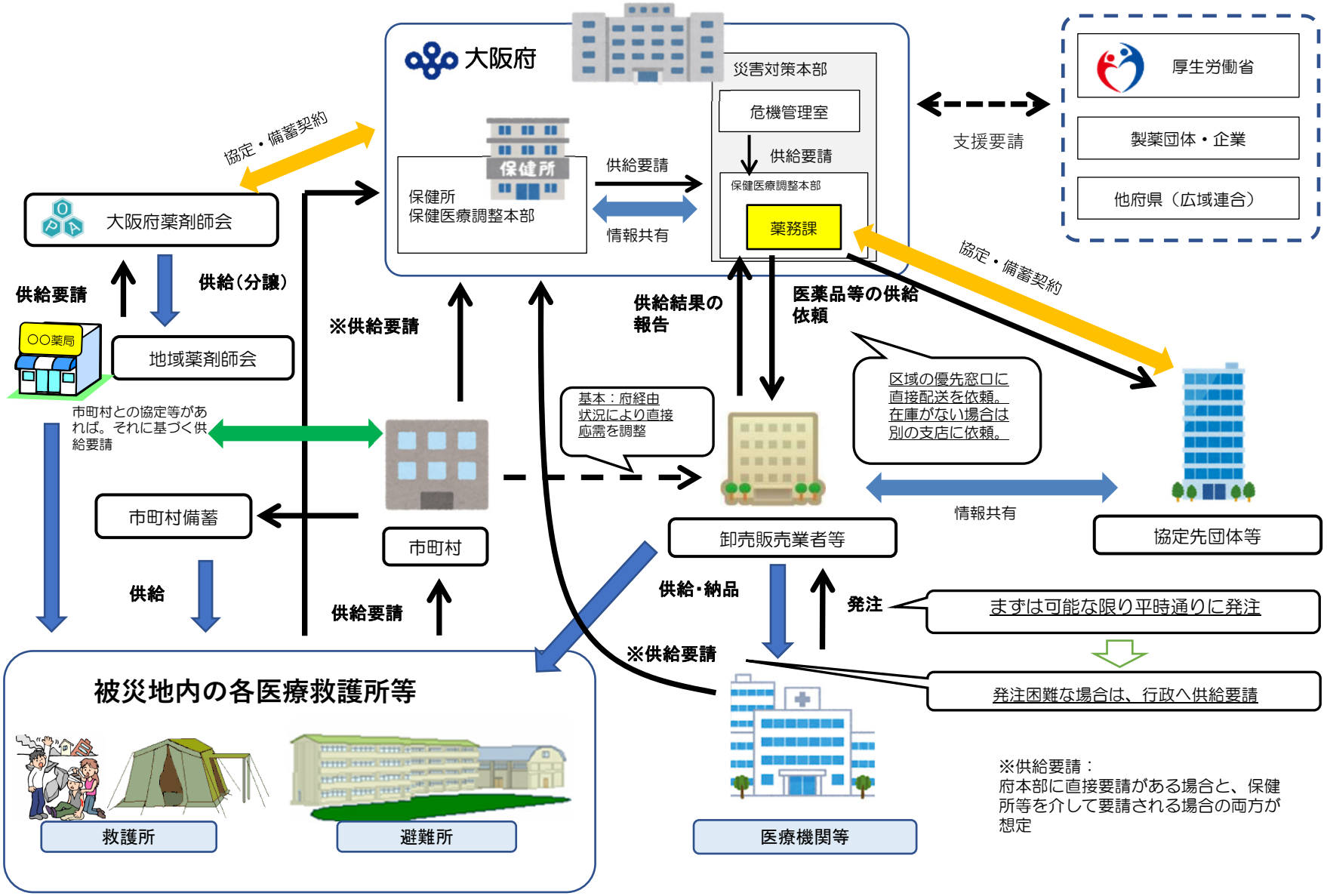

災害時の医療救護活動

薬剤師のための災害対策マニュアル
（令和3～5年度厚生労働科学研究報告書）

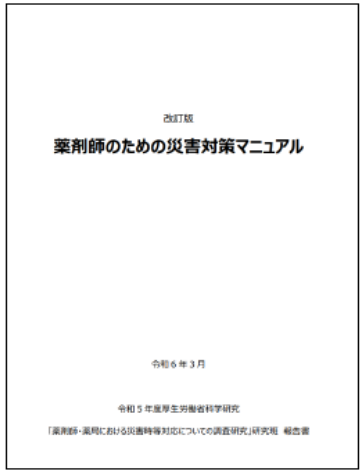
改訂版
薬剤師のための災害対策マニュアル
令和６年３月
令和５年度厚生労働省科学研究
「薬剤師・薬局における災害時等対応についての調査研究」研究班　報告書

医療に従事する薬剤師が災害時に行うべき活動、
平時の準備・防災対策をまとめたもの

- 医療救護所における活動
  - 傷病者等に対する調剤及び服薬指導
  - 医薬品等の仕分け及び在庫管理
  - 医師等への医薬品に関する情報提供
- 避難所における活動
  - 一般用医薬品の保管・管理及び被災者への提供
  - 医薬品や健康にかかる相談
  - 衛生管理及び防疫対策
- 医薬品集積所における活動
  - 医薬品等の仕分け及び在庫管理
  - 在庫医薬品の払い出し

- 平成24年4月1日付で一般社団法人大阪府薬剤師会と災害時の医療救護活動に関する協定を締結
- 大阪府地域防災計画に基づき、大阪府が行う医療救護活動に対する大阪府薬剤師会の協力に関し、必要な事項を定めている。

災害時における医療救護班（薬剤師班）派遣のフロー

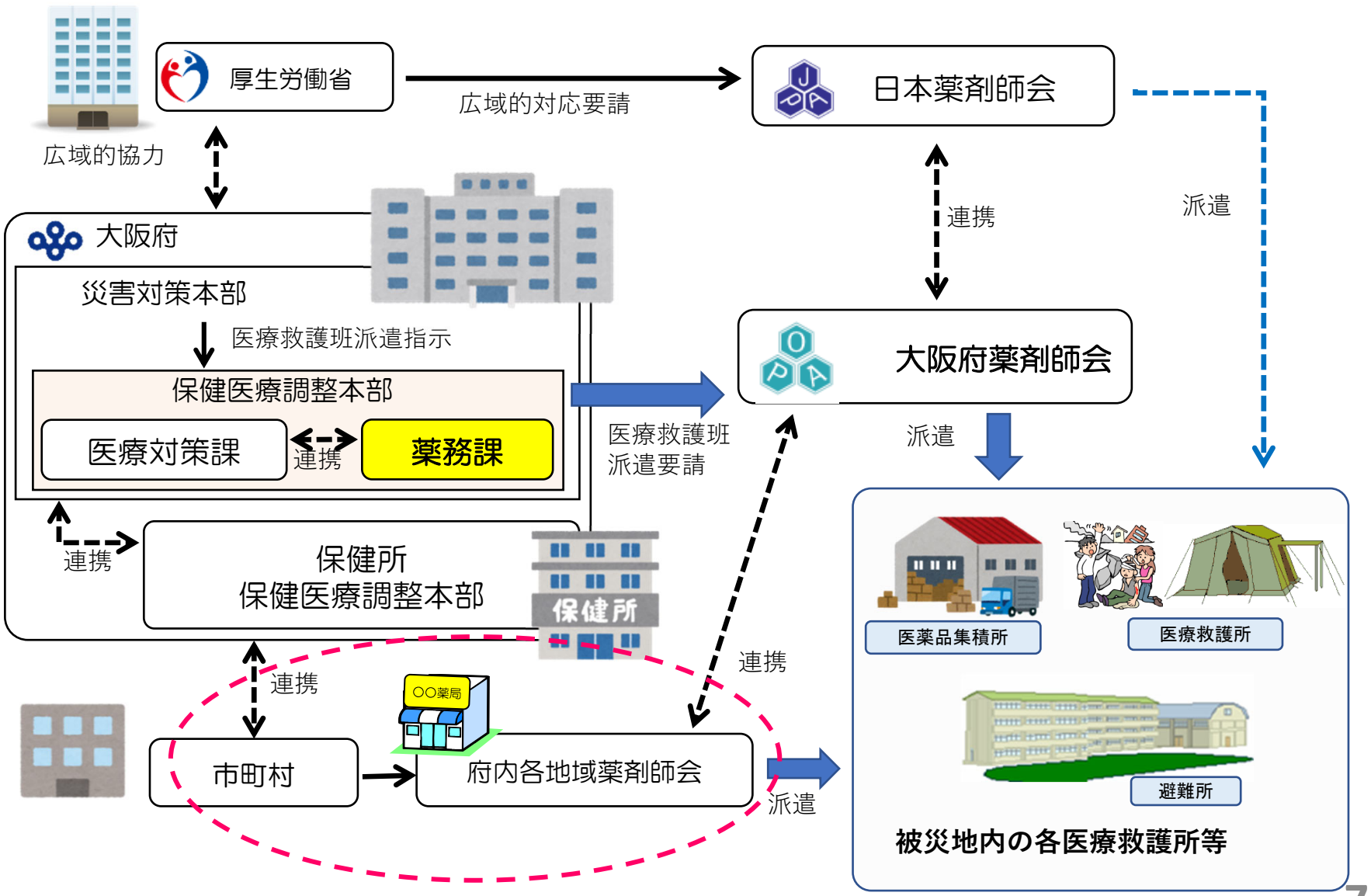

災害薬事コーディネーター

- 第８次医療計画に基づく指針において、災害薬事コーディネーターが「災害時に、都道府県並びに保健所及び市町村が行う**保健医療活動における薬事に関する課題解決のため**、都道府県が設置する保健医療福祉調整本部並びに保健所及び市町村における保健医療活動の調整等を担う本部において、**被災地の医薬品等や薬剤師及び薬事・衛生面に関する情報の把握やマッチング等を行うことを目的として、都道府県において任命された薬剤師**」と定義され、保健医療福祉調整本部への参画が求められていることから、各都道府県において災害薬事コーディネーターの養成が進められている。

医政地発0331第14号
令和５年３月31日
最終改正　医政地発0629第３号
令和５年６月29日

各都道府県衛生主管部（局）長　殿

厚生労働省医政
（　公　印

疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について

医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第30条の４の
ん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病及び精神疾患の５疾病
害時における医療、新興感染症発生・まん延時における医療、へき地
及び小児医療（小児救急医療を含む。以下同じ。）の６事業（以下あ
事業」という。）並びに居宅等における医療（以下「在宅医療」という
画に記載することとされています。

(10) 災害時小児周産期リエゾン

災害時小児周産期リエゾンとは、災害時に、都道府県が小児・周産期医療に係る保健医療福祉活動の総合調整を適切かつ円滑に行えるよう、保健医療福祉調整本部において、被災地の保健医療福祉ニーズの把握、保健医療活動チームの派遣調整等に係る助言及び支援を行う都道府県災害医療コーディネーターをサポートすることを目的として、都道府県により任命された者である。

なお、厚生労働省は、平成 28 年度から災害時小児周産期リエゾン養成研修を実施し、災害時小児周産期リエゾンの養成に努めている。

災害時小児周産期リエゾンの運用や活動内容については、「災害時小児周産期リエゾン活動要領」（平成 31 年２月８日付け医政地発 0208 第２号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）を参照されたい。

(11) 災害薬事コーディネーター

災害薬事コーディネーターとは、災害時に、都道府県並びに保健所及び市町村が行う保健医療活動における薬事に関する課題解決のため、都道府県が設置する保健医療福祉調整本部並びに保健所及び市町村における保健医療活動の調整等を担う本部において、被災地の医薬品等や薬剤師及び薬事・衛生面に関する情報の把握やマッチング等を行うことを目的として、都道府県において任命された薬剤師である。

各都道府県において、災害薬事コーディネーターの研修事業等を実施し、災害薬事コーディネーターの養成及びその能力向上に努めている。

大阪府地域防災計画（抜粋）

府及び市町村は、平時から災害薬事コーディネーターの助言等により、関係機関、関係団体、薬局等との連携体制を整え、医薬品等確保体制を整備する。（令和７年３月改訂で追記）

医薬品等の確保供給関係（一部抜粋）

災害予防対策　第１章第４節 災害時医療体制の整備　第５ 医薬品等の確保体制の整備

府及び市町村は、医療関係機関及び医薬品等関係団体の協力を得て、医薬品、医療用資器材、輸血用血液等の確保体制を整備する。（中略）

１　医薬品及び医療用資器材の確保体制の整備

府及び市町村は、備蓄すべき医薬品等の品目、数量を定めるとともに、医療関係機関などと協力し、医薬品及び医療用資器材の確保体制を整備する。（後略）

府及び市町村は、災害時における医薬品の確保が円滑に行えるよう、平時からそれぞれの本部において調整を担う**災害薬事コーディネーター**である薬剤師などの助言により、必要な医療関係機関、医薬品等関係団体、薬局等との連携・連絡体制を整え、医療関係機関及び医薬品等関係団体等の協力を得て、医薬品、医療用資器材、輸血用血液等の確保体制を整備する。（中略）

１　医薬品及び医療用資器材の確保体制の整備

府及び市町村は、備蓄すべき医薬品等の品目、数量を定めるとともに、医療関係機関などと協力し、医薬品及び医療用資器材の確保体制を整備する。（後略）

大阪府地域防災計画（抜粋）

府及び市町村は、災害時に災害薬事コーディネーターの助言のもと、被災地域における医薬品等ニーズの把握や、供給活動を行う。（令和７年３月改訂で追記）

災害応急対策　第３章第２節 医療救護活動　第５ 医薬品等の確保・供給活動

府及び市町村は、医療関係機関及び医薬品等関係団体の協力を得て、医薬品、医療用資器材の確保体制を整備し、供給活動を行う。（中略）

１　市町村

地域の医療関係機関及び医薬品等関係団体の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品、医療用資器材の調達、供給活動を実施する。また、不足が生じた場合は、府に対して供給の要請を行う。（後略）

府及び市町村は、それぞれの本部において調整を担う**災害薬事コーディネーター**の助言を得て、被災地域における医薬品及び医療用資器材のニーズを把握し、医療関係機関及び医薬品等関係団体等の協力のもと、医薬品等の調達及び避難所等における調剤体制を確保し、医薬品等の供給活動を行う。（中略）

１　市町村

地域の医療関係機関及び医薬品等関係団体の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品、医療用資器材の調達、供給活動を実施する。また、不足が生じた場合は、府に対して供給の要請を行う。（後略）

災害薬事コーディネーターの任命状況

	任命の有無	任命者数		任命の有無	任命者数		任命の有無	任命者数
北海道	有り	21	石川県	無し	–	岡山県	有り	83
青森県	無し	–	福井県	無し	–	広島県	無し	–
岩手県	無し	–	山梨県	無し	–	山口県	有り	25
宮城県	有り	23	長野県	無し	–	徳島県	有り	52
秋田県	有り	20	岐阜県	有り	40	香川県	有り	15
山形県	無し	–	静岡県	有り	184	愛媛県	有り	40
福島県	無し	–	愛知県	有り	3	高知県	有り	84
茨城県	有り	5	三重県	有り	70	福岡県	有り	35
栃木県	無し	–	滋賀県	有り	8	佐賀県	有り	53
群馬県	無し	–	京都府	無し	–	長崎県	有り	40
埼玉県	有り	58	大阪府	有り	4	熊本県	有り	57
千葉県	無し	–	兵庫県	有り	3	大分県	有り	41
東京都	有り	3	奈良県	無し	–	宮崎県	有り	16
神奈川県	有り	1	和歌山県	無し	–	鹿児島県	有り	47
新潟県	無し	–	鳥取県	有り	4	沖縄県	有り	17
富山県	無し	–	島根県	無し	–	全国	29都道府県	1,052

厚生労働省医薬局総務課調べ、令和７年３月31日時点

※現在の4名の災害薬事コーディネーターは、大阪府の保健医療調整本部のもと活動を行う。

地域災害薬事コーディネーターの配置について

災害発生時に、府内各地域における薬局等の被災状況や避難所等における医薬品ニーズを把握し、医薬品等の確保や供給を円滑に対応できるよう、保健所等と連携して対応する**「地域災害薬事コーディネーター」**の養成・配置を行う。

○　国が策定した「災害時における医療体制の構築に係る指針」において、「**災害薬事コーディネーター**」※が保健医療福祉調整本部等を組織する構成員として位置づけられた。

※「災害時に、都道府県並びに保健所及び市町村が行う保健医療活動における薬事に関する課題解決のため、都道府県が設置する保健医療福祉調整本部並びに保健所及び市町村における保健医療活動の調整等を担う本部において、被災地の医薬品等や薬剤師及び薬事・衛生面に関する情報の把握やマッチング等を行うことを目的として、都道府県において任命された薬剤師」のこと

○　本府では、大規模災害等の発生時に必要とされる医療を迅速かつ的確に提供できる体制の構築を図るため、府保健医療調整本部に**「大阪府災害医療コーディネーター」**を設置している。

↓

○　災害時に、各地域の保健医療活動を適切に行うためには、医薬品等の確保供給が円滑に実施されることが重要であることから、**地域の保健医療活動の調整を行う本部等において、保健所や市町村等と連携し、地域の医薬品等の供給調整活動を支援する薬剤師**を**地域災害薬事コーディネーター**として委嘱し、配置する。

地域災害薬事コーディネーターについて

〇身分等

・大阪府災害医療コーディネーター設置要綱に基づき、災害時に各地域の医薬品等の確保や供給が円滑に行えるよう調整・支援する薬剤師を、災害医療コーディネーター（**「地域災害薬事コーディネーター」**と呼称）として**府が委嘱する**。

・災害発生時の活動については、大阪府災害医療コーディネーター設置要綱に基づき、府が必要な経費（日当、旅費等）を補償。平時の研修や訓練等の参加経費は原則対象外。

〇活動内容

・災害薬事コーディネーターの運用、活動内容等については、大阪府災害薬事コーディネーター活動要領において規定。

・地域災害薬事コーディネーターの活動概要は次のスライドのとおり。

〇配置

・地域の薬事関係に精通されており、保健所や市町村と連携して活動いただける薬剤師を各地域薬剤師会毎に原則２名程度委嘱。ただし、関係保健所や市町村の状況に応じて必要な人数を調整。

・地域の保健医療活動の調整を行う本部等で活動。

地域災害薬事コーディネーターの活動について

地域災害薬事コーディネーターの役割

災害時に、地域の医療救護活動が円滑に行われるよう、薬学の専門的見地をもとに、保健所等と連携し、地域の被災状況や医療等のニーズ等を踏まえた支援を行う。

（活動イメージ）
- 被災地域にある薬局等の状況把握
- 避難所、救護所等における医薬品等ニーズの収集・共有
- 支援要請（薬剤師派遣、医薬品供給）の調整

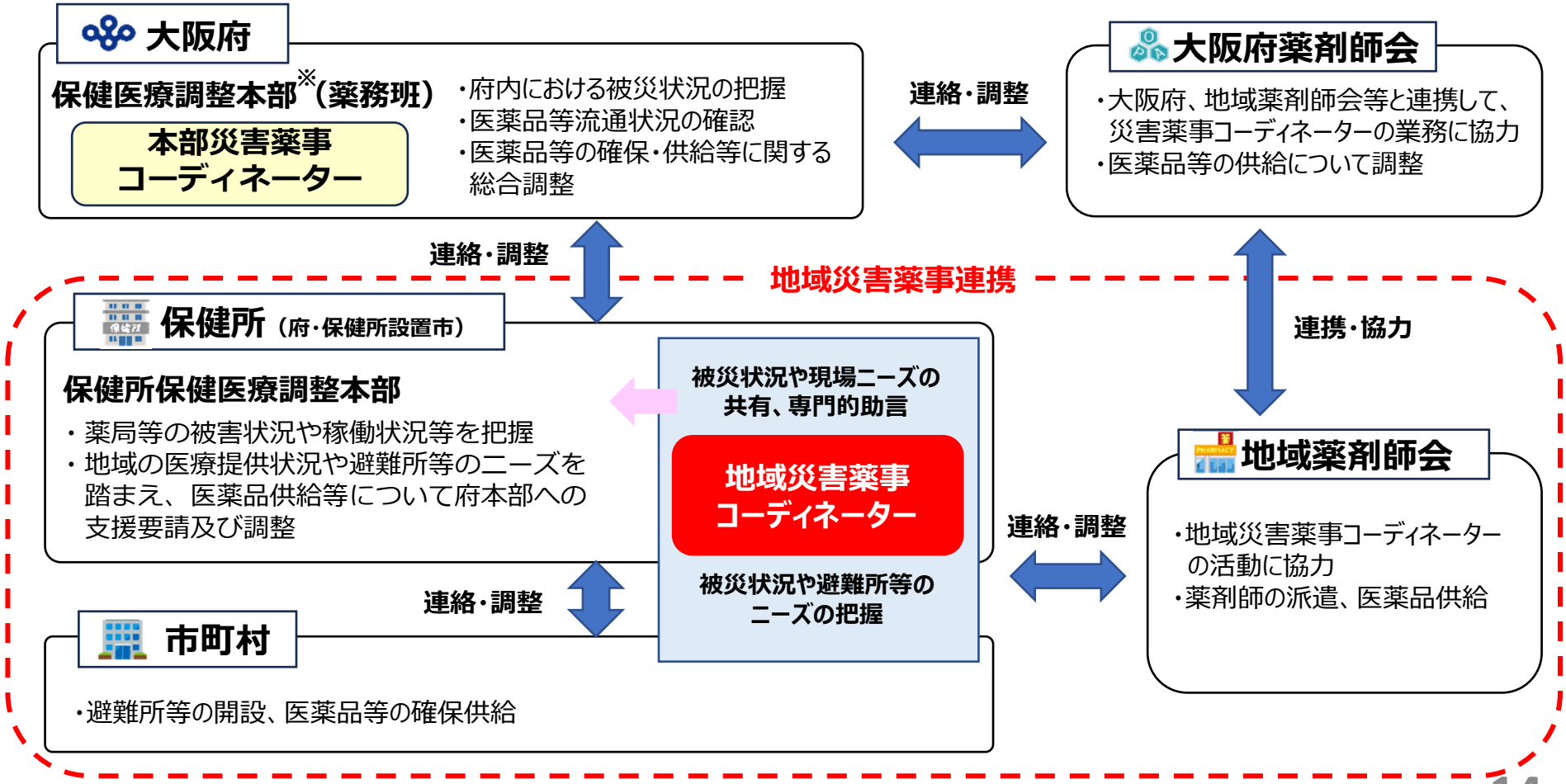

※国の通知では保健医療福祉調整本部としているが、府では保健医療調整本部と、福祉調整本部が連携して対応

地域災害薬事コーディネーター養成研修について

災害薬事コーディネーターとしての知識・技能を習得するため、大阪府薬剤師会に事業委託し、地域災害薬事コーディネーター養成研修を実施。

①地域災害薬事コーディネーター養成研修

日時　：　令和７年11月29日（土）

場所　：　大阪府薬剤師会　本館３階大ホール

受講対象者　：　地域災害薬事コーディネーター候補者

研修内容　：

災害全般・災害薬事コーディネーターに関する**基礎的な内容**について学習

・災害薬事コーディネーターに期待されること
・地域における災害医療提供体制、必要な状況把握と調整活動など
・災害時における市町村や保健所の活動、多職種の連携など
・災害時における初動対応と市町村や保健所等のサポート
（避難所等の住民の医薬品ニーズ、医薬品の確保・供給の調整など）

地域災害薬事コーディネーターとして127名を委嘱（11月29日時点）

当面の取組みと災害発生時の対応

当面の取組み　～連携体制構築～　【大阪府薬剤師会への委託業務】

○保健所や市町村等の関係者間における情報共有の体制づくり
　例：連絡網の作成、LINEグループ等の作成

○災害時の参集場所や各関係者の役割の確認

○災害時の医薬品の備蓄、医薬品供給や薬剤師派遣の協定締結の確認

○薬局の被害状況や医薬品の確保供給等状況を把握できる体制の確認
　（地域薬剤師会のBCP（業務継続計画））

○地域における災害訓練の参加
　例：情報伝達訓練、医薬品等の
　　確保供給の想定訓練

災害発生時の対応（基本的なイメージ）

○地域保健医療調整本部が立ち上がった場合（震度６弱以上の地震の場合等）に指定された場所に参集
　※本部が立ち上がらない場合も、必要に応じ情報収集や報告等を行う

○薬局等の被害状況や避難所等の開設状況等の確認
　（医薬品の不足や調達方法等の確認・助言）

災害対応医薬品供給コンテナ（コンテナファーマシー）

災害時に備えた医薬品の確保供給体制の充実を図るため、災害発生時に迅速に被災地に駆けつけ、医療救護所での調剤や医薬品の供給拠点となるコンテナを令和７年度に整備

（外観）

（内装）

○災害時の運用

○平時の活用

・地域災害薬事コーディネーター、薬剤師、薬学生等向けの研修
・地域の防災訓練や健康イベント等への参加　など

ご清聴ありがとうございました